

令和4年1月20日

まん延防止等重点措置に伴う本市行政運営方針について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

令和4年1月19日（水）に本市区域がまん延防止等重点措置の実施区域とされたことに伴い、神奈川県から「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」が示されました。

こうした状況下において、本市においても、再び新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、令和4年1月21日（金）からまん延防止等重点措置の期限である2月13日（日）までの間、以下の方針により運営するものとします。

- 1 本市が主催するイベント等については、国、県の方針及び、関係機関が定めるガイドライン等も踏まえながら実施の判断をする。なお、指定管理者が実施するイベント等についても同様の取扱いを原則とする。
- 2 本市が管理する市民利用施設（スポーツセンター、市民館、図書館、文化施設、こども文化センター、老人いこいの家、屋外スポーツ施設等）については、利用者に対し、施設内での飲食や利用前後の会食を控えることなどの感染防止対策の徹底を積極的に周知したうえで引き続き現状どおり運営する。
また、イベント等の開催を目的とした施設利用者に対しては、国、県の方針及び、関係機関が定めるガイドライン等を遵守することを促す。
なお、施設の利用形態については、各施設の判断により、必要に応じて、一時閉鎖又は一部利用休止することができる。
利用予約について、新型コロナウイルス感染症を理由としたキャンセル料は、引き続き徴収せず、事前に納付されている使用料（利用料金）は全額返還する。
- 3 市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、看護短期大学については、引き続き感染症対策を徹底した上で通常の教育活動を実施する。
- 4 保育所等については、引き続き感染防止対策を徹底したうえで開所するが、家庭での保育が可能な場合には、園児の登園を控えるよう要請する。
- 5 わくわくプラザについては、引き続き感染防止対策を徹底したうえで実施する。

- 6 保健衛生・医療対策等の業務に関する職員の応援体制について、応援を必要とする職場や応援人員を出す職場の業務状況等を勘案しながら、引き続き適切に対応する。
また、今後の感染者数や医療体制の状況によっては、更なる応援体制の強化も想定され得ることから、庁内においては、引き続き、縮小・休止できる業務の検討を進めておく。

- 7 業務の実施に当たっては、3つの密（密閉、密集、密接）を徹底的に避け、「人と人との間隔の確保」や「マスクの着用」、「手洗い」や「換気」などの基本的な感染防止対策を継続する。